

議案第107号

大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例案

大阪市立学校設置条例（昭和39年大阪市条例第57号）の一部を次のように改正する。
中学校の表大阪市立勝山中学校の項中「大阪市立勝山中学校」を「大阪市立桃谷中学校」に改め、同表中大阪市立鶴橋中学校の項を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成30年5月15日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

勝山中学校及び鶴橋中学校を統合して桃谷中学校を設置するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市立学校設置条例（抄）

本市に幼稚園、小学校、中学校及び高等学校を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

省 略

中学校

名 称 位 置

省 略

大阪市立勝山中学校
桃谷中学校 省 略

省 略

大阪市立鶴橋中学校 大阪市生野区勝山北4丁目

省 略

省 略